

吉備国際大学研究規範

制定平成19年12月1日

吉備国際大学に所属する教職員は「学生一人ひとりのもつ能力を最大限に引き出し引き伸ばし、社会に有為な人材を養成する」という建学の理念のもとに学生教育を行う責務を有するが、大学教員はまた、その所属する学部・学科に関わらず主体的な判断に基づく研究活動を行う研究者でなければならない。

科学と科学研究は人間社会および社会的活動から離れて存在するものではなく、研究者は、学問の自由の下に、自らの専門的な判断により真理を探求する権利を有するとともに、専門家として社会の付託に応える責務を有し、社会は本学の教職員が常に倫理的な判断と行動を成すことを求めている。

このため、吉備国際大学は、研究者が社会に対する説明責任を果たし、その行動を自ら厳正に律するための倫理規範を制定する。

1. 研究の自由

吉備国際大学は、研究者の学問研究、思想および表現の自由を保障する。

2. 研究の倫理性

研究者は、人間の尊厳、健康および生命の安全に関する権利を尊重し、対人研究、動物実験等の倫理に関わる諸規定を遵守しなければならない。

3. 研究者の責任

研究者は、自らの専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらにその専門知識、技術、経験を活かし、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

4. 研究者の行動

研究者は、科学の自律性が社会からの信頼と付託の上に成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断し行動しなければならない。また、科学研究によって生み出される知識の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力をすると共に、科学者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加しなければならない。

5. 自己の研鑽

本学教職員は、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努めると共に、科学技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、常に最善の判断と姿勢を示すように弛まず努力しなければならない。

6. 説明と公開

研究者は、自らが関わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼしうる影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努めなければならない。

7. 研究活動

研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動しなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取り扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用、研究費の目的外使用などの不正行為を為さず、また加担しない。

8. 研究環境の整備

本学教職員は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属機関の研究環境の質的向上に積極的に取り組まねばならない。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努めなければならない。

9. 法令の遵守

本学教職員は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、関係法令や規則を遵守しなければならない。

10. 他者との関係

研究者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交えなければならない。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重しなければならない。

11. 差別の排除

本学教職員は、研究・教育・学会活動において、人権、性、地位、思想・宗教などによって個人を差別してはならない。また、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重しなければならない。

12. 利益相反

本学教職員は、自らの研究、審査、評価、判断などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意をはらい、公共性に配慮しつつ適切に対応しなければならない。

附則 この規範は、平成19年12月1日から施行する。